**平成２２年（フ）第５２１号**
北九州市戸畑区土取町８番20―805号
債務者　白木　賢二（旧姓戸床）
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第５５２号**
北九州市若松区久岐の浜４番４―102号
債務者　福本　房恵
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第５８０号**
北九州市若松区赤崎町15番１―502号
債務者　西川　幸男
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第１４３５号**
名古屋市天白区植田本町３丁目1302番地　植田中央パーク・ホームズ308号
債務者　鶴田　栄子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１５３０号**
愛知県東海市名和町涼戸12番地の５
債務者　佐藤　安男
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２４９号**
大分市藤の台４番地の14
債務者　松尾　裕介
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２２年（フ）第２９８号**
大分市東鶴崎１丁目５番21号　リベラＥＳＴ202
債務者　前田　祐佳（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２２年（フ）第３１０号**
大分県別府市大字鶴見1625番地の２
債務者　細名　雅彦
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２２年（フ）第１３３号**
青森県黒石市大字西馬場尻字村元107番地
債務者　山口奈津子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２２年（フ）第１２７号**
福島県いわき市内郷高坂町高橋84番地、前住所東京都調布市深大寺東町６丁目25番地11メゾンさくら103
債務者　本間　光彦
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２２年（フ）第１０７号**
山口県光市中島田１丁目21番22号
債務者　大倉ルリ子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
山口地方裁判所周南支部

## 免責許可決定

**平成２１年（フ）第２６４号**
福岡県久留米市上津１丁目６番１―301号
破産者　古橋　一浩
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２２年（フ）第７２号**
福島県大沼郡会津美里町字思堀39番地
破産者　遠藤　富子
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２２年（フ）第７４号**
福島県会津若松市真宮新町南１丁目27番地の３、前住所福島県南会津郡下郷町大字弥五島字中原765番地３
破産者　安藤　美幸
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２２年（フ）第４４１０号**
神奈川県横浜市戸塚区品濃町538―３―702
破産者　田川　邦夫
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第７３号**
長崎県平戸市大久保町1726　旗松亭優旗寮407、住民票上の住所長崎県平戸市野子町914番地２
破産者　新吉屋智彦
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

**平成２２年（フ）第５号**
長崎県平戸市田平町福崎免946番地２
破産者　森　　一枝
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

**平成２２年（フ）第６号**
長崎県平戸市田平町福崎免946番地２
破産者　森　　良子
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

**平成２２年（フ）第８号**
長崎県平戸市新町38番地
破産者　石田　俊次
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

**平成２２年（フ）第１４号**
長崎県松浦市福島町浅谷免370番地４　丸岩団地Ｃ202
破産者　林田　美紀
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

**平成２２年（フ）第１５号**
長崎県平戸市岩の上町942番地６　シティハイム五番荘202
破産者　山口　正美
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係